

納 税 準 備 預 金

平成24年7月5日現在

商 品 名 (愛 称)	納 税 準 備 預 金
販売対象	・ 法人および個人の方
期 間	・ 期間の定めはありません
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入できます ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 原則として租税納付にあてる場合に限り払い戻しできます
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます ・ 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します
税 金	・ お利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、個人は20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかり、法人は総合課税となります ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める金額を超えない限り、税金はかかりません)
手 数 料	_____
付加できる特約事項	_____
中途解約時の取扱い	_____
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
その他 参考となる事項	・ 租税納付以外の目的で払い戻した場合は、その払戻日が属する利息計算期間中のお利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9時~17時、電話：052-913-1153)にお申出ください ・ 紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
預金保険について	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

中 日 信 用 金 庫